

各障害福祉サービス管理者 様

堺市健康福祉局障害福祉部  
障害施策推進課長  
障害者支援課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス対策による衛生用品の確保状況について（照会）

日頃は、障害福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、政府は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾-を発表しました。

その中で、厚生労働省から令和元年度障害者総合支援事業費補助金における新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分を実施する旨、事務連絡がありました。

つきましては、各施設における衛生用品の購入状況を確認する必要がありますので、ご多忙の折恐れ入りますが、別紙にて令和2年3月19日(木)午後3時までに回答いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は購入状況を確認するものであり、補助を確約するものではありません。

また、正式な申請手続きについては、後日改めてお知らせさせていただきますのでご了承の程よろしくお願い致します。

記

1 回答期限など

- ・今後、補助金の申請を希望する事業所のみ回答してください。

マスク等の購入金額の合計が1,000円未満の場合は対象となりません。

- ・令和2年3月19日(木)午後3時まで、メールもしくはFAXで回答してください。

(FAX番号) 072-228-8918 (E-mail) shoen@city.sakai.lg.jp

- ・メールの場合は件名を「(事業所名)、新型コロナ衛生用品」としてください。

様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

【堺市ホームページ】

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/info/etc/020127.html>

衛生用品の確保状況について

2 回答にあたっての注意点

法人で複数の事業所を運営されている場合は、法人でまとめるのではなく、各事業所単位で回答してください。

また、記載欄が足りない場合は、コピーをして対応してください。この場合、合計欄については、最終ページにまとめて記載してください。

3 対象となる経費

マスク、消毒液、手袋、体温計の購入費のみ

4 対象期間

令和2年1月16日以降に発注したもので、令和2年3月31日までに納品されるもの

<問い合わせ先>

堺区、中区、東区の事業所の方は、障害施策推進課へ

電話 072-228-7818

西区、南区、北区、美原区の事業所の方は、障害者支援課へ

電話 072-228-7510

## ○ よくある質問について

	質 問	回 答
1	令和2年1月15日以前に発注した衛生用品が1月16日に納品されました。対象となりますか。	対象外です。
2	これから発注するものは含まれますか。	令和2年3月31日までに納品予定で、金額が確定しているものについては、対象です。
3	領収書に衛生用品名(マスク等)の記載がない場合も対象になりますか。	対象外です。 衛生用品名(マスク等)の記載があり、金額も明確になっているものに限りです。
4	回答した金額すべて補助してくれるのでしょうか。 また、補助金はいつ、もらえますか。	未定です。